

## 平成30年第7回邑南町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成30年11月15日（平成30年11月15日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 大会議室  
 3. 開 会 平成30年11月21日（水） 午前10時25分  
           閉会 午前10時43分

### 4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎	10番	清水 優文	11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎	10番	清水 優文	11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹				

7. 欠席議員 1名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
15番	山中 康樹						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課課長補佐	原 拓矢	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦		
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教育長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
8番	中村 昌史	9番	日野原 利郎

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成30年第7回邑南町議会臨時会会議録

【平成30年11月21日（水）】

—— 午前10時25分 開会 ——

- 事務局長 おはようございます。本日、議長が公務出張のため欠席されております。このことにつきましては、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長が、議長の職務を行うこととなっております。清水副議長は、議長席にお着きいただきますようお願いいたします。

(清水副議長「議長席に着席」する)

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 清水副議長 おはようございます。議長が欠席されておりますので、私が議長の職務を行わせていただきます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第7回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 清水副議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番、中村議員。9番、日野原議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 清水副議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日、11月21日の1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 清水副議長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日、11月21日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

(議案の上程)

- 清水副議長 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第87号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第5号についてを上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(提案理由説明)

- 石橋町長 はい、議長、番外。

- 清水副議長 石橋町長。

- 石橋町長 ええ、それでは、議案第87号の提案理由をご説明申し上げます。議案第87号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出、それぞれ、7,119万3,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

- 柳川企画財政課長 議長、番外。

- 清水副議長 柳川企画財政課長。

- 柳川企画財政課長 議案第87号平成30年度邑南町一般会計補正予算第5号について御説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でご

ざいですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,119万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を120億7,743万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。第2条は債務負担行為の補正でございます。4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。変更分としまして、事項は、邑南町立小中学校空調設備整備事業でございます。変更後の期間は平成31年度、変更後の限度額は1億679万1,000円でございます。次のページからが、予算に関する説明書となっております。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明にあわせてご確認ください。説明は、4ページからさせていただきますので4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。17款繰入金2項基金繰入金の27、日本一の子育て村推進基金繰入金でございますが、今回の補正予算は、邑南町立の小中学校へ空調設備を整備する事業を行うもので、その財源として、日本一の子育て村推進基金より7,119万3,000円を繰り入れるものです。6ページをお開きください。続いて歳出でございます。10款教育費2項小学校費の3学校建設費は、邑南町立の小中学校へ空調設備を整備する事業の小学校分の工事請負費を5,423万5,000円の追加とするものでございます。10款教育費3項中学校費の3学校建設費は、邑南町立の小中学校へ空調設備を整備する事業の中学校分の工事請負費を1,695万8,000円の追加とするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●清水副議長 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●清水副議長 これより、質疑に入ります。議案第87号に対する質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑は、ありますか。

●大屋議員 7番。

●清水副議長 7番。

●大屋議員 ええと、まずページが無いところで、今回は工事請負費と債務負担行為、まあ、工事費のみの補正なんです。今までにこの工事の準備のためにかかる事務費、ええと、職員の手当とか事務費というのは計上しなくてもよくて、既存の中でされてきたのかどうかっていうのが一つ。それとページで言うと6、7のところですが、工事請負費で、契約としたらA工区、B工区、C工区それぞれ別々にされるということを先ほどの全協で聞きました。で、その中には、あのお、小学校と中学校がA工区の中にも、それぞれ含まれていると思うんですけど。昨日の委員会でもあったとおり、ええと、支出の方が違っても一つの契約とするということでしたけど、あのお、A工区で小中を含めて一括の契約をされるんだと思いますけど。最終的にただ、支払う時になれば、中学校分、小学校分というふうに分けて支払うのか。総事業費として見ていくのかを教えてください。

○洲濱学校教育課長 議長、番外。

●清水副議長 はい、洲濱課長。

○洲濱学校教育課長 ええ、まず最初のあのお、職員の時間外とか事務費については、あのお、既存の学校教育課の、総務費の方で実施しております。

○柳川企画財政課長 議長、番外。

●清水副議長 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長 はい、ええと、契約が小中学校一本で可能かというところでございますが、契約につきましては、ええ、民法上、あのお、契約自由の原則がございますので、当然、ええ、その原則に基づきまして、契約すること自体は法的には可能でございます。ただ、支払に関しましては当然、あのお、地方自治法の適用がございまして、目的に応じてその支払いを行うことという形になって参りますので、それぞれの予算費目によって、支払うことが必要になってくるというふうに考えております。

●大屋議員 はい。

●清水副議長 はい、7番。

●大屋議員 ええと、二つ質問しまして、一つ目の、まあ、人件費等、残業手当、事務費については既存のっていうことだったんですけど、最終的にこれを理由にして、補正を組むことは無いという理解でいいのか。あのお、最後足りなくなっただけこれは理由としては、ええと、エアコン等を付けるための事務費ですということはないっていいのか、いうのが一つと。ええと、質問がおかしかったのかもしれないけど、昨日、あのお、委員会等の資料を見たら、契約はA工区、小学校、中学校を含めた全てのものを一つとして契約をするとあったので。で、当然5千万を超えるっていうことは、それが、そういうことをすると思ったんです。で、そうすると、まあ、支払は項が違うのでそれぞれっていうことは、ええと、契約は一本だけ、その中でちゃんと小学校分、中学校分という内訳が付いてやるということなのか。で、僕は小学校も三つなり、二つが組まれてますんで、一括して契約をして、どの小学校にいくら掛かったかって若干の増減があっても総額の中で事業をすればいいという意味だったんですけど。思ったんですけど、結局小学校はそれぞれ、中学校もそれぞれきちっと金額を定めた上で、A工区として契約をしてそれぞれで精算をしていくっていいかどうかを教えてください。

○洲濱学校教育課長 議長、番外。

●清水副議長 はい、洲濱課長。

○洲濱学校教育課長 ええ、時間外の足りなくなった場合にそれを理由にして追加があるかというご質問ですが、ええ、現在のところほかの既存の予算の中でやっております。それで、今後年度末にかけて対応しなかった場合は、またご相談させてもらうということで、ご理解いただきたいと思っております。

○柳川企画財政課長 議長、番外。

●清水副議長 はい、柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長 ええと、二点目にご質問ですが。例えば、A工区への契約に小学校の工事費等と、中学校の工事費が入っているけど、それを分けて支払うことが可能かというご質問ということでよろしいでしょうか。はい、分けて支払わなければなりませんというのが。はい。

●大屋議員 はい。

●清水副議長 はい、3回目。

●大屋議員 はい、あのお、3回目ですので。まあ、事務費に関しては結局、あのお、今回、こう事業するのに事務費もいくら掛かるんですよって、今回一緒に出されれば、まあ、エアコン付けるのに工事費だけじゃなくて、これだけの事務をされて、残業もされて頑張られたのとかよくわかるんですけど。あとで、一括してっていうと、ほんとの理由は何だったんだろうってなるので、そういう意味で聞きました。で、もう一個は、ええとけい、ええと、ちょっと契約の仕方がどうなんですかと全協でも聞いたとおり、まあ、A工区、B工区それぞれの中で一つずつ契約をするということで、5千万まではと言われたので、各学校にいくら掛かるかは見積等で出されるかもしれないけれど。金額は複数校含んでいくっていうことで

されると思ったので、それをしちゃうと今度支払が困るなあと思ったら、この項が違うんだと。ええと、項が違うなら当然分けて支払わなければいけないと言われたので、そうすると契約も小学校分、中学校分とされるのか。A工区の中の小学校分、中学校分って分けて契約をされてくると、今度は全て5千万をくだ、下回るということなのか。そのあたりをどうされるのかを教えてください。

○服部総務課長 議長、番外。

●清水副議長 はい、総務課長。

○服部総務課長 ええ、まず、あのお、事務費関連のことですけれども、今回、あのお、この予算要求書にもありますように、今回の経費につきましては、全て基金の方でまかなうということで、通常でしたらば起債、あるいは補助金使う場合は事務費がございまして、当然、これを盛り込んでいきますけれども、今回はそういうことできませんので、なるべく、極力、事務費も抑える必要があります。ただ、あのお、これまでの事務がかなり進んでおりますので、これからは発注をして、経過を見守っていくというところですので、まあ、特に人件費、時間外につきましてはそんなには出てこないと思っております。ええ、なるべく、あのお、きていの予算の中でですね、行うようには指示をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。また、あのお、今の予算と契約、執行の関係なんですけれども、ええ、基本的にこの、ままよくあるケースなんですけれども、こういう前に、このように契約そのものは一括契約で、小学校費、中学校費合わせて一括契約を行いまして、予算上は小学校費と中学校費、混合になります。よって、あのお、ええ、この工事そのもので、中学校分、小学校分と分けられるものもありますけれども、で、共通的にあげられるものもありますので、それは業者との間でのすみ分けによって分類されていくのだと思っております、当然、あのお、小学校費でみなきゃいけないものを中学校費でみることはありませんし、そういうご心配はないと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

●清水副議長 ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●清水副議長 はい、無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

●清水副議長 これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第87号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●清水副議長 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●清水副議長 はい、無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第87号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●清水副議長 はい、わかりました。全員賛成。したがって、議案第87号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

●清水副議長 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。これを持ちまして、本臨時会を閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**清水副議長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成30年第7回邑南町議会臨時会を閉会といたします。

—— 午前10時43分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員